電子図書館の「閲覧」とは
「貸出」を受けずに「読む」方式だそうです

２９年度版の図書館年報から電子図書館の利用データが掲載されるようになりました。項目として「閲覧回数」と「貸出回数」の二つがありますが、「閲覧回数」がどういうものなのか良く理解できませんでした。前回の報告にも書きましたが、その意味について三田市文化スポーツ課に教えを乞うていました。その回答がようやく届きました。

回答は次の通りです。

＜三田市立図書館が導入している電子図書館で閲覧できる資料は、①利用者ＩＤやパスワードを入力しての「貸出」が必要な資料と、②貸出手続きなしで直接読める資料（郷土資料や図書館を使った調べる学習コンクールの資料等）の２通りあり、ここで言う「閲覧回数」には①と②の閲覧回数の合計を計上しております。

「貸出回数」には、①の貸出回数のみを計上しております。

電子図書館における貸出や閲覧のカウントは、通常の図書館の資料とは異なり、単純に比較することは難しいですが、同様に大切な指標だと認識しております。＞

確かに電子図書館のコンテンツには、ログインしただけですぐに読めるコンテンツと、「貸出」ボタンを押して借りないと読めないコンテンツに分かれています。前者は「読む」ボタンがすぐに表れて、それを押せば直ちに読むことができます。これには回答で挙げられ郷土資料、調べる学習関連資料の他に、リンクしている「青空文庫」も含まれています。それ以外の一般コンテンツはお役立ち文庫も含めて、「貸出」手続きが必要なようです。

さて、回答では「閲覧」は「広義」では「借りずに読める狭義の閲覧」と「貸出」の両方を含むとされています。わたしたちは「閲覧」＝「狭義の閲覧」と理解して前回の原稿を書きました。つまり、「借りずに読める狭義の閲覧」だけで１８５０回、その他に「貸出」が５６９回あったと理解していました。これは間違っていました。１８５０回には５６９回の「貸出」も含まれていたのです。したがって「狭義の閲覧」だけでは１２１８回ということになります。これは図書館の定義としては正しいと思いますが、電子図書館の特殊性を利用して、数字を膨らませる術を使ったとも言えます。

因みに、図書館の普通の書籍等でいえば、すべては「貸出」を受けなくともその場で読むことができます。但し、これはカウント不可能です。電子図書の場合は何故か分かりませんが、それが出来るものと出来ないものに分けられている、そして「閲覧」であっても一定の手続きをすることで(「読む」ボタンを押す)記録が残る仕組みになっている。そこが違うだけです。

＜電子図書館における貸出や閲覧のカウントは、通常の図書館の資料とは異なり、単純に比較することは難しいですが、同様に大切な指標だと認識しております。＞という、文化スポーツ課の主張をそれなりに認めましょう。でも、やっぱり誇るに足る数字ではありません。まして、三田の電子図書館経由でなくても自由に読める「青空文庫」の閲覧までカウントするとは、正に「他人の褌で相撲を取る」の類です。

（２０１８年１２月２５日）